



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成16年7月23日金曜日 第1577号

◇ 目次 ◇

新たに生じた土地の確認（波方町）.....	799
字の区域の変更（"）.....	799
新たに生じた土地の確認（宮窪町）.....	799
字の区域の変更（"）.....	799
新たに生じた土地の確認（三崎町）.....	799
字の区域の変更（"）.....	800
指定住宅支援事業者の指定（6件）.....	800
大規模小売店舗の届出に係る市町村等の意見の概要.....	801
土地改良区の定款変更の認可.....	801
土地改良区清算人の退職の届出.....	801
町営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧（2件）.....	801
保安林の指定.....	802
保安林予定森林にする旨の通知（2件）.....	803
保安林の指定施業要件を変更する旨の通知.....	804
漁業の許可又は起業の認可の申請期間.....	804
建設業者の許可の取消し.....	804
道路の区域変更（県道松山川内線）.....	806
道路の供用開始（"）.....	806
道路の区域変更（県道久谷森松停車場線）.....	806
道路の供用開始（"）.....	806
道路の区域変更（県道伊予松山港線）.....	807
道路の供用開始（"）.....	807
道路の区域変更（一般国道378号）.....	807
道路の供用開始（"）.....	807
道路の区域変更（県道松山北条線）.....	808
道路の供用開始（県道肱川公園線）.....	808
道路の区域変更（県道野村柳谷線）.....	808
道路の供用開始（"）.....	808
道路の区域変更（県道蔭淵下波線）.....	809
道路の供用開始（"）.....	809
道路の区域変更（県道広見三間宇和島線）.....	809
道路の供用開始（"）.....	809
開発行為に関する工事の完了.....	809
道路の位置の指定.....	810

公安委員会規則

愛媛県警察の交番等の名称、位置及び所管区に関する規則等の一部を改正する規則.....	810
--	-----

任免辞令

山本 賢三.....	811
------------	-----

告 示

○愛媛県告示第1576号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、波方町長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は波方町の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成16年7月23日

愛媛県知事 加戸守行

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
波方町大字波方字大石甲2729の14、2729の16及び2729の17の地先	7,045.86

○愛媛県告示第1577号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、波方町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成16年7月23日

愛媛県知事 加戸守行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区 域	面積 (平方メートル)
大字 波方 字 大石	波方町大字波方字大石甲2729の14、2729の16及び2729の17の地先公有水面埋立地	7,045.86

○愛媛県告示第1578号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、宮窪町長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は宮窪町の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成16年7月23日

愛媛県知事 加戸守行

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
宮窪町大字友浦743から746まで、893の3、893の4、894の1、894の2、895、895の2及び1152の5の地先	7,212.75

○愛媛県告示第1579号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、宮窪町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成16年7月23日

愛媛県知事 加戸守行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区 域	面積 (平方メートル)
大字友浦	宮窪町大字友浦743から746まで、893の3、893の4、894の1、894の2、895、895の2及び1152の5の地先公有水面埋立地	7,212.75

○愛媛県告示第1580号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規

定により、三崎町長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は三崎町の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成16年 7月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

新たに生じた土地の所在	面 積 (平方メートル)
三崎町井野浦838、916、917の1、918から920まで、922、928、929、933、934、938、939、942、943、946、947、949、950の1、951、966から970まで、978、979、981、982、984、985、987から989まで、993、994、999、1000、1002から1007まで及び1008の1の地先	8,848.73

により、三崎町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成16年 7月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区 域	面 積 (平方メートル)
井野浦	三崎町井野浦838、916、917の1、918から920まで、922、928、929、933、934、938、939、942、943、946、947、949、950の1、951、966から970まで、978、979、981、982、984、985、987から989まで、993、994、999、1000、1002から1007まで及び1008の1の地先公有水面埋立地	8,848.73

○愛媛県告示第1581号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定

○愛媛県告示第1582号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の10第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成16年 7月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000300139116	株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目10番1号	折 口 雅 博	児童居宅介護	株式会社コムスン西条ケアセンター	西条市飯岡3759-1	平成16年 7月15日

○愛媛県告示第1583号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の4第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成16年 7月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000100149117	株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目10番1号	折 口 雅 博	身体障害者居宅介護	株式会社コムスン西条ケアセンター	西条市飯岡3759-1	平成16年 7月15日

○愛媛県告示第1584号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成16年 7月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000200171110	株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目10番1号	折 口 雅 博	知的障害者居宅介護	株式会社コムスン西条ケアセンター	西条市飯岡3759-1	平成16年 7月15日

○愛媛県告示第1585号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の10第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成16年 7月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000300138118	宇田タクシー株式会社	四国中央市三島中央 四丁目2 - 21	宇 田 直 器	児童居宅介護	宇田介護サービス事業所	四国中央市三島中央 四丁目2 - 21	平成16年 7月15日

○愛媛県告示第1586号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の4第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。
平成16年7月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000100148119	宇田タクシー株式会社	四国中央市三島中央 四丁目2 - 21	宇 田 直 器	身体障害者居宅介護	宇田介護サービス事業所	四国中央市三島中央 四丁目2 - 21	平成16年 7月15日

○愛媛県告示第1587号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。
平成16年7月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000200170112	宇田タクシー株式会社	四国中央市三島中央 四丁目2 - 21	宇 田 直 器	知的障害者居宅介護	宇田介護サービス事業所	四国中央市三島中央 四丁目2 - 21	平成16年 7月15日

○愛媛県告示第1588号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

これらの意見は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び今治地方局産業経済部商工労政課並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

平成16年7月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	法第8条第1項の規定により市町村から聴取した意見の概要	法第8条第2項の規定により述べられた意見の概要
ブックオフ・ハードオフ・オフハウス今治片山店	今治市片山三丁目10番地33	各駐車場出入口（3か所）への安全かつ円滑な入・出庫対策を講じること。	国道317号沿いの駐車場出入口への安全かつ円滑な入・出庫対策を講じること。

○愛媛県告示第1589号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、川之江市上分町土地改良区（新名称・上分町土地改良区）の定款の変更を認可した。

平成16年7月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1590号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定により、新宮村土地改良区から次のとおり清算人が退職した旨の届出があった。

平成16年7月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

氏 名	住 所
法 橋 信 一	四国中央市新宮町新宮924番地 1
内 田 豊 一	四国中央市新宮町新瀬川308番地
石 川 博 三	四国中央市新宮町新瀬川83番地
吉 岡 亀 男	四国中央市新宮町馬立281番地
藤 田 紘 正	四国中央市新宮町上山1169番地
大 西 敬 志 郎	四国中央市新宮町上山3268番地
内 田 宗 義	四国中央市新宮町上山3535番地
石 川 保	四国中央市新宮町新宮1200番地
鈴 木 邦 雄	四国中央市新宮町上山8169番地

○愛媛県告示第1591号

波方町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土

地改良事業（農道）・片上西地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年7月23日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・片上西地区）計画書の写し
- (2) 波方町営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し

2 縦覧期間

平成16年7月26日から8月20日まで

3 縦覧場所

波方町役場

○愛媛県告示第1592号

波方町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・ハメ谷地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年7月23日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・ハメ谷地区）計画書の写し
- (2) 波方町営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し

2 縦覧期間

平成16年7月26日から8月20日まで

3 縦覧場所

波方町役場

○愛媛県告示第1593号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成16年7月23日

愛媛県知事 加戸守行

1(1) 保安林の所在場所

宇和島市柿原字ヒタリカ谷丁340、丁341の1

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

2(1) 保安林の所在場所

北宇和郡津島町大字山財6304、6305、6329、6358、6360、6362、6365、6367から6370まで、6372、6378、6379

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
大字山財6365（次の図に示す部分に限る。）、6367
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

3(1) 保安林の所在場所

北宇和郡津島町大字下畑地字ヲカノダバ戊24の1、字カモ田戊27の1

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字カモ田戊27の1（次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

4(1) 保安林の所在場所

越智郡伯方町大字北浦字森乙77

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

5(1) 保安林の所在場所

南宇和郡一本松町増田36、41、42

(2) 指定の目的

干害の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
増田36(次の図に示す部分に限る。)、42

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定め
ない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該
立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で
定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及
び関係書類を愛媛県庁並びに宇和島市役所及び関係町役場に
備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1594号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、
森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示す
る。

平成16年7月23日

愛媛県知事 加戸守行

1 保安林予定森林の所在場所

上浮穴郡久万町大字上野尻乙131、乙132、乙134、乙
145の2、乙156、乙163、乙164、乙180、乙190の1
、乙190の4、乙342の4、乙342の6、乙342の7、乙
342の27から乙342の32、乙345の2、乙345の3、乙3
45の7

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立
木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定め
る標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及
び久万町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1595号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、
森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示す
る。

平成16年7月23日

愛媛県知事 加戸守行

1(1) 保安林予定森林の所在場所

上浮穴郡面河村本組280の1、281の1から281の3
まで、284、285、286の1、286の2、287の1、2
87の2、532の1、532の2、533から539まで、546
、549、550、552、553、557から561まで、563、

565の1、570から573まで

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該
立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で
定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

上浮穴郡美川村仕出611の1、611の5、612、613
の1、613の4、614の1、615から626まで、633、
634、655、656、659、660、662、663、666、6
76、677、沢渡537から539まで、541、669

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該
立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で
定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

3(1) 保安林予定森林の所在場所

上浮穴郡美川村黒藤川4165の1、4165の2、4180

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該
立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で
定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

4(1) 保安林予定森林の所在場所

上浮穴郡小田町大字中川412の4、413から415まで
、420、421

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該
立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で
定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1596号

次の保安林の指定施業要件を変更する旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成16年7月23日

愛媛県知事 加戸守行

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
南宇和郡一本松町大字正木字篠山(国有林。次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的
水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字篠山(国有林。次の図に示す部分に限る。)

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
南宇和郡一本松町大字正木字篠山(国有林。次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的
水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字篠山(国有林。次の図に示す部分に限る。)

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
南宇和郡城辺町大字緑字大久保山(国有林。次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的
水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字大久保山(国有林。次の図に示す部分に限る。)

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

4(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
南宇和郡城辺町大字僧都字猿磨番畑小僧都山(国有林。次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的
水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字猿磨番畑小僧都山(国有林。次の図に示す部分に限る。)

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1597号

愛媛県漁業調整規則(昭和43年愛媛県規則第22号)第8条第2項(同規則第21条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成16年7月23日

愛媛県知事 加戸守行

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成16年7月23日から8月5日まで

○愛媛県告示第1598号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成16年7月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 と な っ た 事 実
(特 - 13 第8050号)	平成14年 2月28日	(株)弘成建設	横本 和久	松山市西垣生町2160 - 1	平成16年 6月1日	造園工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 13 第11364号)	平成13年 12月26日	セイコー産業(株)	松下 功	松山市美沢1 - 7 - 18	平成16年 6月1日	鋼構造物工事業	建設業の廃止
(般 - 13 第12616号)	平成14年 3月3日	(有)平成工業	金浦 説一	松山市保免中1 - 1 - 12	平成16年 6月3日	建築工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 13 第8014号)	平成13年 12月9日	(有)マツカワ工業	松川 玉七	松山市志津川町152 - 8	平成16年 6月4日	管工事業	建設業の廃止
(特 - 12 第10336号)	平成13年 2月15日	(株)共同建設工業	佐々木日出文	松山市勝岡町221	平成16年 6月4日	管工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 13 第11240号)	平成13年 8月31日	平井組	平井 豊海	大洲市平野町平地4710	平成16年 6月7日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 12 第14576号)	平成12年 8月4日	松谷建設(有)	松谷 計吉	大洲市若宮624	平成16年 6月7日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 13 第7680号)	平成13年 6月17日	入江建設	入江 克昌	松山市祝谷6 - 1089 - 9	平成16年 6月9日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 11 第7041号)	平成12年 2月12日	森岡建築	森岡 正美	伊予郡砥部町岩谷19	平成16年 6月9日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 12 第5325号)	平成12年 7月7日	鶴原建築	鶴原 貞徳	松山市窪野町乙50	平成16年 6月10日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 12 第13028号)	平成12年 4月12日	(株)小田銅工所	高橋 省三	新居浜市政枝町3 - 2 - 1	平成16年 6月10日	管工事業	建設業の廃止
(般 - 11 第2973号)	平成12年 3月22日	愛媛レヂン(株)	片野 安彦	松山市樽味1 - 4 - 8	平成16年 6月11日	建築工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 11 第14395号)	平成11年 11月16日	みどり建設興業(株)	濱田憲史郎	松山市桑原1 - 3 - 28	平成16年 6月11日	土木工事業 舗装工事業 水道施設工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 12 第7223号)	平成12年 7月28日	萬家塗装工業	萬家 勝利	松山市久万ノ台769 - 1	平成16年 6月14日	塗装工事業	建設業の廃止
(般 - 13 第7975号)	平成13年 11月13日	杉村建設	杉村 年昭	松山市高岡町196 - 5	平成16年 6月14日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 13 第9352号)	平成14年 1月30日	塩出土木	塩出 史郎	北条市八反地甲1903	平成16年 6月14日	土木工事業 とび・土工事業 石工事業 鋼構造物工事業 舗装工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業	建設業の廃止 (法人成り)
(般 - 14 第15157号)	平成14年 10月21日	エンジニアリングワークス(有)	石崎 健二	松山市西長戸町622 - 1	平成16年 6月15日	土木工事業 とび・土工事業 石工事業 舗装工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般 - 12 第10925号)	平成12年 8月5日	幸福建設	黒川善與門	松山市浄瑠璃町甲514 - 1	平成16年 6月17日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 12 第11902号)	平成12年 5月20日	中野水道工業所	中野 武彦	松山市枝松5 - 1 - 21	平成16年 6月18日	管工事業 水道施設工事業 消防施設工事業	建設業の廃止
(般 - 13 第9363号)	平成14年 2月1日	松山開成(株)	山下 外記	松山市森松町191 - 5	平成16年 6月21日	電気工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 12 第11049号)	平成12年 12月7日	(有)松田組	松田 重雄	北条市辻542 - 3	平成16年 6月21日	土木工事業 とび・土工事業	建設業の廃止
(般 - 12 第11994号)	平成12年 7月30日	平丸塗装	平丸 富夫	北宇和郡広見町大字奈良1761	平成16年 6月21日	塗装工事業	建設業の廃止
(般 - 12 第3698号)	平成12年 12月28日	大西社寺建築研究所	大西 務	松山市水泥町971 - 2	平成16年 6月24日	建築工事業 建具工事業	建設業の廃止
(般 - 13 第7820号)	平成13年 8月28日	(有)武山工業	武山 健也	松山市堀江町甲766 - 43	平成16年 6月24日	管工事業	建設業の廃止

(般 - 13)第4063号	平成13年 7月21日	二神建築	二神 和王	松山市西長戸町855	平成16年 6月25日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 14)第14982号	平成14年 4月19日	竹本興業	竹本多賀雄	八幡浜市大字郷3 - 71 8 - 5	平成16年 6月25日	土木工事業 とび・土工工事業	建設業の廃止 (法人成り)
(般 - 12)第7233号	平成12年 7月28日	小出設備	小出 隆雄	西予市宇和町皆田662	平成16年 6月30日	土木工事業 管工事業 水道施設工事業	建設業の廃止 (法人成り)

○愛媛県告示第1599号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年 7月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	松山川内線	松山市水泥町845番 4 から 同町903番 2 まで	旧	メートル 8.9 ~ 12.2	キロメートル 0.095	
			新	10.3 ~ 13.0	0.095	

○愛媛県告示第1600号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年 7月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	松山川内線	松山市水泥町845番 4 から 同町903番 2 まで	平成16年 7月23日

○愛媛県告示第1601号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年 7月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	久谷森松停車場線	松山市上野町甲1356番12から 同町甲1356番11まで	旧	メートル 11.8 ~ 12.8	キロメートル 0.025	
			新	14.7 ~ 14.9	0.025	

○愛媛県告示第1602号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年 7月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	久谷森松停車場線	松山市上野町甲1356番12から 同町甲1356番11まで	平成16年 7月23日

○愛媛県告示第1603号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年7月23日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	伊予松山港線	松山市南吉田町1876番8から 同町2842番1地先まで	旧	メートル 7.7~11.8	キロメートル 0.062	
			新	9.9~22.7	0.062	

○愛媛県告示第1604号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年7月23日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	伊予松山港線	松山市南吉田町1876番8	平成16年7月23日

○愛媛県告示第1605号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年7月23日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	378号	伊予市三秋字上ノ山乙15番13から 同市三秋字黒地坂甲1168番7まで	旧	メートル 8.0~56.0	キロメートル 0.854	
			新	13.4~93.5	0.854	
"	"	伊予市三秋字黒地坂甲1168番7から 同市三秋字離山丙6番524まで	旧	9.0~56.0	0.494	
			新	9.0~56.0 14.5~55.0	0.494 0.458	
"	"	伊予市三秋字離山丙6番524から 同字丙6番254まで	旧	11.0~54.0	0.151	
			新	11.0~81.0	0.142	

○愛媛県告示第1606号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年7月23日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	378号	伊予市三秋字離山丙6番501から 同字丙6番254まで	平成16年7月23日

○愛媛県告示第1607号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年7月23日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	松山北条線	北条市本谷字半地甲205番3から 同市常竹字曲り甲57番4まで	旧	メートル 5.0～8.8 12.0～26.5	キロメートル 0.296 0.300	
			新	12.0～26.5	0.300	

○愛媛県告示第1608号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年7月23日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	肱川公園線	西予市野村町予子林5726番3	平成16年7月23日

○愛媛県告示第1609号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年7月23日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	野村柳谷線	西予市野村町大野ヶ原360番2から 同町大野ヶ原289番3まで	旧	メートル 5.5～7.1	キロメートル 0.021	
			新	15.3～18.7	0.016	
"	"	西予市野村町大野ヶ原289番3から 同町大野ヶ原358番2まで	旧	4.3～6.9	0.108	
			新	18.7～58.0	0.193	
"	"	西予市野村町大野ヶ原358番2から 同町大野ヶ原358番3まで	旧	4.4～10.2	0.192	
			新	11.5～30.2	0.189	

○愛媛県告示第1610号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年7月23日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	野村柳谷線	西予市野村町大野ヶ原360番2から 同町大野ヶ原289番3まで	平成16年7月23日
"	"	西予市野村町大野ヶ原358番2から 同町大野ヶ原358番3まで	"

○愛媛県告示第1611号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年7月23日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	蔣淵下波線	宇和島市蔣淵460番2	旧	メートル 12.6~20.5	キロメートル 0.023	
			新	13.6~20.5	0.023	

○愛媛県告示第1612号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年7月23日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	蔣淵下波線	宇和島市蔣淵460番2	平成16年7月23日

○愛媛県告示第1613号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年7月23日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	広見三間宇和島線	北宇和郡三間町大字迫目329番11から 同大字1130番3まで	旧	メートル 7.5~10.0	キロメートル 0.154	
			新	12.0~17.0	0.154	

○愛媛県告示第1614号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年7月23日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	広見三間宇和島線	北宇和郡三間町大字迫目329番11から 同大字1130番3まで	平成16年7月23日

○愛媛県告示第1615号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成16年7月23日

愛媛県知事 加戸守行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
16松局伊土検(開)第22号 平成16年7月9日	伊予郡松前町大字上高柳字永田315番4	伊予郡松前町大字上高柳575番地3 有限会社 カプセル 代表取締役 川井 征人
16松局伊土検(開)第23号 平成16年7月12日	伊予郡松前町大字中川原字横枕323番1	伊予郡中山町大字出淵2番耕地104番地 松原 敦
16松局伊土検(開)第24号 平成16年7月12日	伊予市上三谷字桜井甲812番地1	松山市清水町三丁目104番地2 西山 淳也 西山 伊早子

○愛媛県告示第1616号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成16年7月23日

愛媛県知事 加戸守行

1 道路の位置

喜多郡五十崎町大字古田甲1378番4及び1378番5

2 申請人の住所氏名

松山市中央一丁目22番23号

株式会社栗田工務店

代表取締役 栗田 孝和

3 図面省略

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第10号

愛媛県警察の交番等の名称、位置及び所管区に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年7月23日

愛媛県公安委員会委員長 宮本一成

愛媛県警察の交番等の名称、位置及び所管区に関する規則等の一部を改正する規則

(愛媛県警察の交番等の名称、位置及び所管区に関する規則の一部改正)

第1条 愛媛県警察の交番等の名称、位置及び所管区に関する規則(昭和45年愛媛県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1の(6)の表魚島駐在所の項から岩城駐在所の項までを次のように改める。

魚島駐在所	越智郡上島町	越智郡上島町のうち魚島
弓削駐在所	越智郡上島町	越智郡上島町のうち弓削久司浦、弓削沢津、弓削上弓削、弓削引野、弓削明神、弓削下弓削、弓削太田、弓削土生、弓削鎌田、弓削日比、弓削藤谷、弓削狩尾、弓削大谷、弓削豊島、弓削佐島、弓削百貫
生名駐在所	越智郡上島町	越智郡上島町のうち生名
岩城駐在所	越智郡上島町	越智郡上島町のうち岩城

別表第1の(9)の表重信交番の項及び川内交番の項を次のように改める。

重信交番	東温市田窪	東温市のうち上村、牛淵、上林、北野田、志津川、下林、田窪、西岡、野田一~三丁目、樋口、南野田、見奈良、山之内、横河原
川内交番	東温市南方	東温市のうち井内、河之内、北方、則之内、滑川、松瀬川、南方、明河、吉久

別表第1の(10)の表久万警察署所在地の項から西谷駐在所の項までを次のように改める。

久万警察署所在地	上浮穴郡久万高原町	上浮穴郡久万高原町のうち久万、上野尻、下野尻、菅生
明神駐在所	上浮穴郡久万高原町	上浮穴郡久万高原町のうち東明神、西明神、入野
川瀬駐在所	上浮穴郡久万高原町	上浮穴郡久万高原町のうち上畑野川、下畑野川、直瀬
父二峰駐在所	上浮穴郡久万高原町	上浮穴郡久万高原町のうち露峰、二名、父野川
渋草駐在所	上浮穴郡久万高原町	上浮穴郡久万高原町のうち前組、相の峰、笠方、渋草、大成、本組
面河駐在所	上浮穴郡久万高原町	上浮穴郡久万高原町のうち中組、河の子、相の木、若山
御三戸駐在所	上浮穴郡久万高原町	上浮穴郡久万高原町のうち上黒岩、中黒岩、日野浦、大川、有枝、沢渡、黒藤川
仕七川駐在所	上浮穴郡久万高原町	上浮穴郡久万高原町のうち七鳥、東川、仕出
柳谷駐在所	上浮穴郡久万高原町	上浮穴郡久万高原町のうち柳井川(永野、横谷、小黑川を除く。)、中津
西谷駐在所	上浮穴郡久万高原町	上浮穴郡久万高原町のうち柳井川(永野、横谷、小黑川)、西谷

別表第1の(19)の表を次のように改める。

(19) 御荘警察署

名称	位置	所管区
御荘警察署所在地	南宇和郡愛南町	南宇和郡愛南町のうち菊川、平山、長洲、平城(永の岡の一部を除く。)、和口、長月、深泥
中浦駐在所	南宇和郡愛南町	南宇和郡愛南町のうち防城成川、赤水、高畑、中浦、猿鳴
内海駐在所	南宇和郡愛南町	南宇和郡愛南町のうち網代、魚神山、油袋、家串、平簀、須ノ川、柏、柏崎
城辺駐在所	南宇和郡愛南町	南宇和郡愛南町のうち平城(永の

所	南町	岡の一部)、僧都、緑丙、緑乙、緑甲、城辺甲、城辺乙、蓮乗寺
深浦駐在所	南宇和郡愛南町	南宇和郡愛南町のうち脇本、中玉、大浜、柿ノ浦、敦盛、岩水、垣内、深浦、鮪越、古月
久良駐在所	南宇和郡愛南町	南宇和郡愛南町のうち久良
一本松駐在所	南宇和郡愛南町	南宇和郡愛南町のうち正木、増田、小山、中川、広見、満倉、上大道、一本松
船越駐在所	南宇和郡愛南町	南宇和郡愛南町のうち越田、弓立、小浦、櫻月、船越、久家、下久家、外泊、中泊、内泊、高茂(高茂岬以南を除く。)、鹿島、横島、小地島
福浦駐在所	南宇和郡愛南町	南宇和郡愛南町のうち樽見、大成川、小成川、福浦、麦ヶ浦、武者泊、高茂(高茂岬以南)

(愛媛県道路交通規則の一部改正)

第2条 愛媛県道路交通規則(昭和47年愛媛県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表7の項区間の欄中「温泉郡川内町大字南方1517番1」を「東温市南方1517番1」に改め、同表12の項区間の欄中「一本松町正木76番」を「愛南町正木76番」に改める。

(警備業法施行細則の一部改正)

第3条 警備業法施行細則(平成15年愛媛県公安委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

別表3中「魚島村、弓削町、生名村、岩城村、関前村」を「関前村、上島町」に改め、同表4中「のうち」を削り、同表5中「面河村、美川村、柳谷村、小田町」を「小田町、久万高原町(東明神、西明神、入野、久万、上野尻、下野尻、菅生、上畑野川、下畑野川、直瀬、露峰、二名、父野川を除く。)」に改め、同表11中「のうち内海村、一本松町、西海町」を「愛南町(菊川、平山、長洲、平城、和口、長月、深泥、防城成川、赤水、高畑、中浦、猿鳴、僧都、緑丙、緑乙、緑甲、城辺甲、城辺乙、蓮乗寺、脇本、中玉、大浜、柿ノ浦、敦盛、岩水、垣内、深浦、鮪越、古月、久良を除く。)」に改める。

附 則

この規則は、平成16年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中愛媛県警察の交番等の名称、位置及び所管区に関する規則別表第1の(10)の表の改正規定及び第3条中警備業法施行細則別表5の改正規定 平成16年8月1日
- (2) 第1条中愛媛県警察の交番等の名称、位置及び所管区に関する規則別表第1の(9)の表の改正規定、第2条中愛媛県道路交通規則別表7の項の改正規定及び第3条中警備業法施行細則別表4の改正規定 平成16年9月21日

任 免 辞 令

○任免辞令

7月3日

愛媛県技術吏員 山 本 賢 三

死亡

